

# 四国支部と四国地域の知財について



平成 26 年度日本弁理士会四国支部長 出口 祥啓

## 要 約

日本弁理士会四国支部は、徳島県・香川県・愛媛県・高知県の四国 4 県をエリアとし、支部会員向け研修会の開催、知財授業・知財支援活動及び関係諸団体との連携、知財総合支援窓口、常設知的財産相談会による地域知財活性化、その他の対外活動を推進している。また、四国支部独自の活動として、知財コラボ四国、四国の中小企業診断(士)協会との相互支援、カリキュラム最適化を踏まえた大学知財教育支援などを進めており、平成 27 年度からは、中小企業等への知的財産、経営、金融に関する支援を積極的に行うことを目的として、四国各県の中小企業診断(士)協会及び日本政策金融公庫との 3 機関連携を推進する。この 3 機関 (11 団体) 連携は日本初の試みであり、四国内中小企業等の発展及び地域活性化に寄与することが期待される。四国支部は、小規模ではあるが、団結力・行動力を旨とし、積極的に他機関との連携を推進し、知財を通して四国経済の向上に貢献できる支部を目指している。

## 目次

1. はじめに
2. 四国地域の知財活動について
  - (1) 地域における関係諸団体との連携
  - (2) 地域における知財教育及び知財情報の発信
3. まとめ

を旨とし、積極的に他機関との連携を推進し、知財を通して四国経済の向上に貢献できる支部を目指している。

## 2. 四国地域の知財活動について

四国支部では、知財総合支援窓口、常設知的財産相談会などを通して、地域知財活性化を進めている。知財総合支援窓口では、香川県発明協会、愛媛県発明協会、徳島県発明協会、高知県発明協会にて窓口知財専門家(弁理士)として、特許、意匠、商標等の出願手続や取得権利の有効な活用方法をアドバイスしている。また、常設知的財産相談会では、四国支部室の他、各県毎に無料相談会を実施している。愛媛県では商工連合会及び商工会議所と協力し、これら商工会にて定期的に無料相談会を行っている。また徳島県と高知県では、徳島県発明協会、高知県発明協会と協力して、これら発明協会にて定期的に無料相談会を行っている。

### 1. はじめに

日本弁理士会四国支部<sup>(1)</sup>は、徳島県・香川県・愛媛県・高知県の四国 4 県をエリアとし、中小企業や大手企業、個人の方々の知的財産活動をサポートしている。四国支部の活動内容は、支部会員向け研修会の開催、知財授業・知財支援活動及び「知財コラボ四国」など関係諸団体との連携、知財総合支援窓口、常設知的財産相談会による地域知財活性化、その他の対外活動を主体に進めている。

関係諸団体との連携では、知財コラボ四国、四国の中小企業診断(士)協会との相互支援など、独自の対外的連携を進めており、平成 27 年度からは、中小企業等への知的財産、経営、金融に関する支援を積極的に行うことを目的として、四国各県の中小企業診断(士)協会及び日本政策金融公庫との 3 機関連携を推進する。この 3 機関連携は日本初の試みであり、四国内中小企業等の発展及び地域活性化に寄与することが期待される。四国支部は、小規模ではあるが、団結力・行動力

また、四国支部独自の活動として、これまでに知財コラボ四国、四国の中小企業診断(士)協会との相互支援、カリキュラム最適化を踏まえた大学知財教育支援など、対外的連携を進めてきた。平成 27 年度からは、中小企業等への知的財産、経営、金融に関する支援を積極的に行うことを目的として、四国各県の中小企業

診断(士)協会及び日本政策金融公庫との3機関連携を推進する。この3機関連携は日本初の試みであり、四国内中小企業等の発展及び地域活性化に寄与することが期待される。

以下に四国支部として独自性を有する「地域における関係諸団体との連携」及び「地域における知財教育及び知財情報の発信」に関して、その概要を示す。

(1) 地域における関係諸団体との連携

四国支部独自の取り組みとして、「知財コラボ四国」を運営している。知財コラボ四国とは、四国の中小企業を対象として知財問題の解決やセミナーや種々の啓蒙活動を行う事業機関である。「コラボ」の名が示すとおり、構成機関は、日本弁理士会四国支部を主体とし、弁護士知財ネット四国地域会、四国内大学の技術移転機構である(株)テクノネットワーク四国(略称：四国TLO)、およびJETRO四国が協力機関となっている。このように他団体と連携することによって、より包括的な地域支援が可能になり、また他団体との人的交流の機会も得られ、さらには知財コラボを通じて地域の大学や経済産業局との交渉も活性化されるものと期待される。

また、四国支部では、四国各県の中小企業診断(士)協会との相互支援を推進してきており、中小企業等を対象に知財を踏まえた経営支援、セミナーや種々の啓

蒙活動を行っている。平成27年度からは本活動を更に発展させ、中小企業等への知的財産、経営、金融に関する支援を積極的に行うことを目的として、四国各県の中小企業診断(士)協会(4団体：香川県中小企業診断士協会、愛媛県中小企業診断士協会、高知県中小企業診断協会、徳島県中小企業診断士会)及び四国内日本政策金融公庫(6支店：高松支店、松山支店、高知支店、徳島支店、新居浜支店、宇和島支店)との覚書を締結し、日本弁理士会四国支部を含めた11機関による連携を推進する。本相互連携により、四国内中小企業等の発展及び地域活性化に寄与すると共に、四国経済の向上に貢献することが期待できる。

本連携の概要を図1に示す。これまで、弁理士会四国支部は知的財産に関する業務、中小企業診断(士)協会は経営に関する診断・助言により中小企業等をサポートし、日本政策金融公庫は事業の発展に必要な資金の融資や情報提供等を行う政府系金融機関として中小企業等を支援する役割を担ってきた。この覚書の締結により、今後、日本弁理士会四国支部、中小企業診断(士)協会、および日本政策金融公庫が個別企業から相互の専門的な分野について相談したいとの希望があった場合、相互に担当者を紹介し合う等連携し、中小企業等の抱える問題の総合的な解決方法を提案できる。以下に主な連携形態を示す。

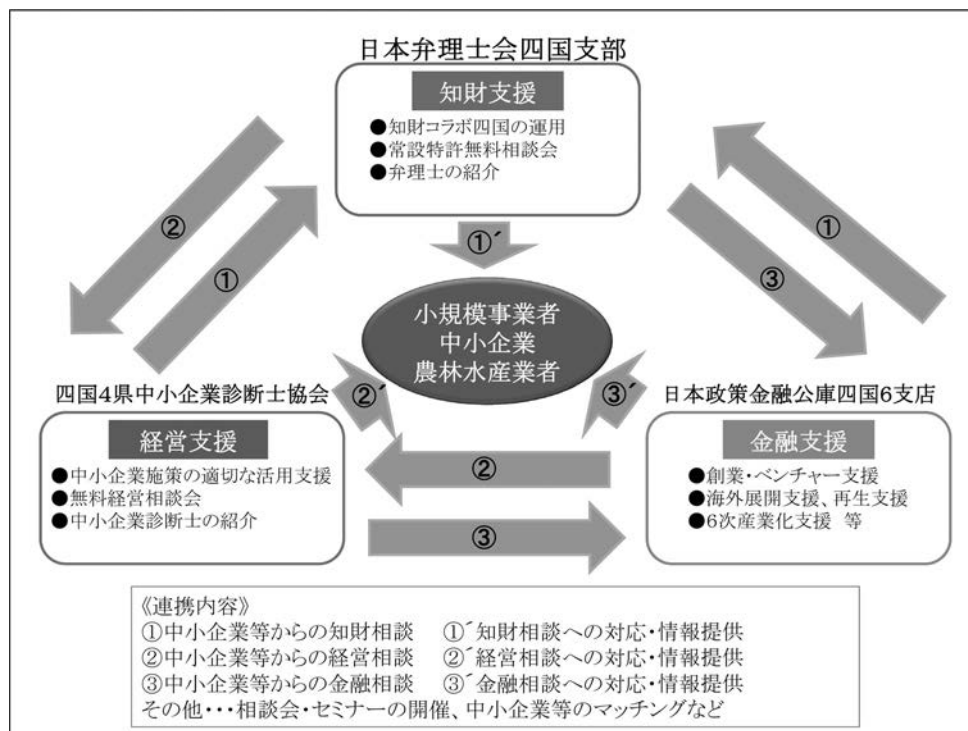


図1 日本弁理士会四国支部、四国各県中小企業診断(士)協会、および四国内日本政策金融公庫の連携体制

- 1) 中小企業等からの相談への対応：中小企業等から、相互の専門的な分野について相談したいとの希望があった場合、相互に担当者を紹介し合う等の必要な協力を行う。
- 2) 中小企業等向けセミナー・相談会への講師派遣等：中小企業等向けセミナーや相談会等を開催する際には、3機関の各種制度や業務内容等について相互に周知にするとともに、講師の派遣等について協力する。
- 3) 中小企業等のマッチング支援：中小企業等からマッチング支援の依頼があった場合は、相互の制度等を活用して機会創出、情報提供等を行う。

## (2) 地域における知財教育及び知財情報の発信

四国支部では、地域における知財教育及び知財情報の発信を積極的に進めており、日本知的財産仲裁センターとの知的財産戦略シンポジウム<sup>(2)</sup>、徳島大学と共催で「四国発～知的財産シンポジウム in 徳島 2011」<sup>(3)</sup>などを含めた各種セミナーの開催を進めている。また、大学との協定に基づき、カリキュラム最適化を踏まえた大学知財教育支援なども行っている。以下に徳島大学との協定に基づく知的財産授業支援の例を示す。

徳島大学では、学生が将来、企業・大学・研究所などへ進んだ場合を知っておくべき知的所有権に関する基礎知識の修得を目的として、学部生及び大学院生向けに「知的財産の基礎と応用・知的財産論」を開講している。当初、知的所有権制度の概要とその活用法、企業の特許戦略、特許侵害事件などの事例を各々の非常勤講師の先生方に講義を依頼していたが、内容の重なりや、講義の順番の不整合などが生じていた。本講義の整合性を向上し、講義目的を達成するために最適なカリキュラムを構築するため、日本弁理士会四国支部と徳島大学工学部が協力協定（平成 25 年 1 月 24 日締結）締結し、カリキュラムの最適化、講師陣の選定を実施している。平成 26 年の知的財産の基礎と応用・知的財産論の授業内容を表 1 に示す。カリキュラム構成に関しては、徳島大学工学部からの情報や学生意見を踏まえて、日本弁理士会四国支部にて毎年見直しを実施して学生の立場から分かりやすい構成としている他、日本弁理士会四国支部で講師人選を行うシス

テムが構築されている。本授業は、毎年 250 名以上の学生が受講する人気科目となっている。

表 1 平成 26 年度「知的財産の基礎と応用・知的財産論」の授業内容<sup>(4)</sup>

日程	時間	授業内容
8月25日 (月)	11:10 ~ 11:55	授業概要・知的財産管理技能検定について
	12:50 ~ 14:20	知的所有権制度の概要
	14:35 ~ 16:05	特許・実用新案の基礎知識
8月26日 (火)	10:25 ~ 11:55	特許検索をしてレポートを書こう 1
	12:50 ~ 14:20	特許検索をしてレポートを書こう 2
	14:35 ~ 16:05	特許明細書の読み方 —特許は特許明細書を中心に動く—
	16:20 ~ 17:50	技術者が知っておくべき実務知識 —特許法上の留意事項—
8月27日 (水)	12:50 ~ 14:20	意匠の基礎知識
	14:35 ~ 16:05	商標の基礎知識
	16:20 ~ 17:50	著作権の基礎知識
8月28日 (木)	12:50 ~ 14:20	知的財産の訴訟例（国内）
	14:35 ~ 16:05	知的財産の訴訟例（海外）
	16:20 ~ 17:50	研究・インターンシップと知的財産
8月29日 (金)	10:25 ~ 11:55	技術開発の現場における知的財産 1
	12:50 ~ 14:20	技術開発の現場における知的財産 2
	14:35 ~ 16:05	研究と特許権侵害
	16:20 ~ 17:05	レポート提出、成績等について

## 3. まとめ

日本弁理士会四国支部では、知財授業・知財支援活動及び関係諸団体との連携、知財総合支援窓口、常設知的財産相談会による地域知財活性化を進めており、平成 27 年度からは、中小企業等への知的財産、経営、金融に関する支援を積極的に行うことを目的として、四国各県の中小企業診断(士)協会及び日本政策金融公庫との 3 機関 (11 団体) 連携を推進する。この 3 機関連携は日本初の試みであり、四国内中小企業等の発展及び地域活性化に寄与することが期待される。今後も、団結力・行動力を旨とし、積極的に他機関との連携を推進し、知財を通して四国経済の向上に貢献できる支部を目指す。

## (参考文献)

- (1) <http://jpaa-shikoku.jp/index.php/gaiyou>
- (2) <http://www.ip-adr.gr.jp/dvd/dvd2/>
- (3) 四国発知的財産シンポジウム in Tokushima 2011 講演要旨集, 2011
- (4) [https://eweb91.stud.tokushima-u.ac.jp/Portal/Public/Syllabus/DetailMain.aspx?lct\\_year=2015&lct\\_cd=5300001&je\\_cd=1](https://eweb91.stud.tokushima-u.ac.jp/Portal/Public/Syllabus/DetailMain.aspx?lct_year=2015&lct_cd=5300001&je_cd=1)

(原稿受領 2015. 4. 27)